

印西市第3子以降の学校給食費無償化制度の実施について

市では、第3子以降の児童・生徒に係る学校給食費負担者（以下「保護者」）の子育てに要する費用の負担を軽減するため、令和4年9月から印西市立小中学校に就学する第3子以降の学校給食費の無償化を実施します。

無償化の対象となる要件

以下の(1)から(4)を全て満たしている保護者が対象となります。

- (1) 保護者が3人以上の子を扶養していて、その扶養している子のうち、年齢の高い順から数えて3人目以降の子が、印西市立小中学校で給食の提供を受けている。
- (2) 保護者が扶養している子と生計を一にしていること。
- (3) 生活保護又は就学援助制度等で学校給食費の支援を受けていないこと。
- (4) 学校給食費に滞納がないこと。

無償化の対象となる児童生徒の例（丸囲み数字が扶養している子等）

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化の対象者
例1	大学生①	高校生②	中学生③	小学生④	中学生③・小学生④
例2	大学生①	無就労無就学②	中学生③	小学生④	中学生③・小学生④
例3	大学生①	高校生②	中学生③	私立中学生④	中学生③
例4	就労者	大学生①	中学生②	小学生③	小学生③
例5	無就労無就学①	就労者	中学生②	中学生③	中学生③

申請方法・申請期限

- (1) 第3子以降学校給食費補助金交付申請書兼同意書（以下「申請書」）に必要事項を記入し、裏面にある申請書の提出先に令和4年7月29日（金）までに提出してください。

※申請書が必要な方は、スクリーンから直接印刷するか各学校に申し出てください。また、市ホームページ（http://inzai.ed.jp/kyusyoku/?page_id=137）からもダウンロードできます。

※保護者からの申請（同意）に基づき、補助金を保護者が負担すべき学校給食費に充てる方法で保護者が負担する学校給食費の無償化を図ります。

※翌年度以降も対象要件に当てはまる場合は、年度ごとに申請が必要となりますので、その際は改めてご案内します。

（次ページへ）

(2) 扶養していることが確認できる書類として、印西市立小中学校に就学している子を除いた全ての子の健康保険証の写しを申請書裏面の指定欄に貼り付けてください。

その際、被保険者の記号番号及び保険者番号の箇所を黒塗りするようにしてください。

※提出時に黒塗りしていない場合は、こちらで施すようにします。

申請書の提出先

学校に提出 (対象者が印西市立小中学校に複数 名いる場合はいずれかに提出してく ださい。)	任意の封筒に「給食費補助金申請書」と記入のうえ、学校、学年、クラス、児童生徒名を記載し、封入してください。
中央学校給食センターに提出	直接持参若しくは下記宛に郵送にて提出してください。 〒270-1369 印西市鹿黒南 1-5 学校給食課給食管理係

申請期限を過ぎた場合、9月からの無償化の適用を受けられない場合がありますので、要件を満たしている方は、速やかに申請書を提出してください。

決定通知

申請書の審査の結果を記載した決定通知書を後日、学校を通じて配付します。

世帯の状況に変更が生じた場合

決定通知後、世帯の状況に変更が生じた場合(扶養している人数の変更等)は、変更の届出が必要となりますので、学校給食課までご連絡ください。

令和4年7月29日以降の申請

令和4年7月29日以降で、新たに無償化の要件(市外から転入・扶養する子が増えたなど)を満たすこととなった場合は、随時申請を受け付けており、申請を受け付けた月の翌月分から学校給食費が無償化となりますので、上記と同様に申請書を提出してください。



ホームページは
こちらからも



問い合わせ先
印西市教育委員会学校給食課
電話番号 33-3316